

○国家公安委員会規則第一号

古物営業法の一部を改正する法律（平成三十年法律第二十一号）の施行に伴い、並びに同法附則第三条第二項及び第四条並びに古物営業法（昭和二十四年法律第八号）第七条第一項、第二項及び第四項、第二十条の五第四項（同法第二十一条の六第二項において準用する場合を含む。）、第二十七条第一項及び第二項並びに第三十条の規定に基づき、古物営業法施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年一月二十四日

国家公安委員会委員長 武田 良太

古物営業法施行規則の一部を改正する規則

古物営業法施行規則（平成七年国家公安委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として

移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。